

●香川県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年3月20日から同年4月10日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 引田滝宮線（102号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|---------------|---------------------------|
| 東かがわ市川股字下所387番1 地先から 東かがわ市川股字下所389番1 地先まで | 7.5~10.6 | 98 | 平成28年香川県告示第21号で 変更した区域 |

- 4 供用開始の期日 平成30年3月20日